

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1489号)

平成30年1月18日

横情審答申第1489号

平成30年1月18日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成29年2月23日健高施第3278号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「指定介護老人福祉施設Aへの事実確認について」及び「指定介護老人
福祉施設Aへの事実確認について（所管課情報入り）」の個人情報開示決
定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「指定介護老人福祉施設Aへの事実確認について」及び「指定介護老人福祉施設Aへの事実確認について（所管課情報入り）」の保有個人情報を特定し開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「健康福祉局高齢健康福祉部の所有する私の高齢者福祉サービス関係の情報」の個人情報本人開示請求（以下「本件本人開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成29年1月30日付で行った「指定介護老人福祉施設Aへの事実確認について」及び「指定介護老人福祉施設Aへの事実確認について（所管課情報入り）」（以下「本件保有個人情報」という。）の保有個人情報を特定して行った個人情報開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

実施機関が、本件本人開示請求に対し、本件保有個人情報を特定し開示とした理由は、次のように要約される。

平成29年1月19日に補正を行った本件に係る個人情報本人開示請求書の「1 本人開示請求に係る保有個人情報」欄には、「健康福祉局高齢健康福祉部の所有する私の高齢者福祉サービス関係の情報」と記載されている。

健康福祉局総務部総務課から健康福祉局高齢健康福祉部高齢健康福祉課（以下「高齢健康福祉課」という。）に対して本件本人開示請求に係る保有個人情報の有無について照会があり、照会を受けた高齢健康福祉課が、部内各課における本件本人開示請求に係る保有個人情報の有無の照会を実施し、審査請求人に係る保有個人情報を保有している健康福祉局高齢健康福祉部高齢施設課（以下「高齢施設課」という。）で本件保有個人情報を特定し、開示することと決定した。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 審査請求に係る処分を取り消し、対象保有個人情報の全部を開示するよう求める。

- (2) 開示決定通知書の1、2欄に記載の内容を私は知らない。担当者のねつ造で大変迷惑だ。
- (3) 私の要求する文書の添付①の1の②の項目（健康福祉局高齢健康福祉部の所有する私の高齢者福祉サービス関係の情報）を開示してほしい。
- (4) 区長が家庭裁判所に提起している内容がどういうことかを知りたい。
- (5) 担当者の変更について、公の手续として確認したかった。

5 審査会の判断

- (1) 指定介護老人福祉施設に係る相談対応事務について

高齢施設課は、指定介護老人福祉施設が提供した指定介護福祉施設サービスに関して、入所者又はその家族からの苦情、その他の相談が寄せられた場合、介護保険法（平成9年法律第123号）第23条に基づき、指定介護老人福祉施設に対して、介護保険法等の関係法令、関係通知並びに横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月横浜市条例第70号）等に定める指導に係る基準（職員配置、虐待防止、身体的拘束、事故防止、衛生管理、入退所、施設サービス計画等に関する事）の適合状況等について、調査し、必要な助言及び指導を行うことにより、介護給付等対象サービスの質の確保、利用者保護及び保険給付の適正化を図っている。

- (2) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、審査請求人が高齢施設課に相談した際に、高齢施設課が作成し、保有している相談記録である。実施機関は審査請求人に対して、本件本人開示請求において「健康福祉局高齢健康福祉部の所有する私の高齢者福祉サービス関係の情報」を求めていることを確認したことから、高齢健康福祉課が高齢健康福祉部の各課に照会を行い、本件保有個人情報を特定した。

- (3) 本件保有個人情報の特定について

ア 審査請求人は、本件本人開示請求において「健康福祉局高齢健康福祉部の所有する私の高齢者福祉サービス関係の情報」を求めていることから、当審査会が健康福祉局高齢健康福祉部に情報の有無を確認したところ、実施機関が特定した本件保有個人情報のほかに高齢者福祉サービスを提供したこともなく、その旨の記録もなく、審査請求人に係る高齢者福祉サービスに関する個人情報を保有していないとのことであった。

イ また、審査請求人は意見陳述において、区長が家庭裁判所に提起している内

容がどういうことかを知りたいと主張していることから、当審査会が区の事務に関する当該事案について健康福祉局高齢健康福祉部に確認したところ、当該部のいずれの課でも当該事案に関する事務を所管しておらず個人情報も保有していないとのことであった。

ウ これらの健康福祉局高齢健康福祉部の説明に不自然な点はなく、本件保有個人情報のほかに、審査請求人に係る高齢者福祉サービス関係の情報を保有していないとの実施機関の説明に、不合理な点は認められない。

(4) 結論

以上のおり、実施機関が本件保有個人情報を特定し開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成29年2月23日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成29年3月16日 (第210回第三部会) 平成29年3月28日 (第301回第一部会) 平成29年4月4日 (第311回第二部会)	・諮問の報告
平成29年7月6日 (第216回第三部会)	・審議
平成29年7月20日 (第217回第三部会)	・審査請求人からの意見陳述 ・審議
平成29年8月3日 (第218回第三部会)	・審議
平成29年10月19日 (第221回第三部会)	・審議
平成29年11月6日 (第222回第三部会)	・審議
平成29年11月16日 (第223回第三部会)	・審議
平成29年12月7日 (第224回第三部会)	・審議